

# 2015 長崎県人事委員会勧告

## 月例給・ボーナスともに引き上げの勧告、しかし、改善額は去年の7割 県教委は「国の動向が未確定で回答できない」として確定交渉を延期

長崎県人事委員会は、10月9日、県議会議長と知事に対して、県職員の給与等についての今年度の報告及び勧告をおこないました。その中で、給与改定については、8月に出示された人事院勧告にならって、月例給・ボーナスともに引き上げを勧告しました。しかし、月例給については、現給保障を受けている職員の多くは改善にはならず、ボーナスの引き上げも昨年より少ない(昨年は0.15月、今回は0.1月)ため、年間給与での改善額の平均(行政職)は4万9千円と昨年の7割にとどまっており、教職員の生活改善のためには不十分な内容です。

### 長崎高教組新聞

発行 7800-0013 長崎市中川2丁目2番5号  
長崎高教組会館  
長崎県高等学校教職員組合  
☎ (095)-827-5882  
FAX (095)-826-2976  
編集責任者 小田 誠  
購読料 一部10円  
組合員は組合費に含む  
メールアドレス naga-kks@fsinet.or.jp

### 公民較差を解消できない勧告

人事委員会は、人事院と共同して、従業員数50人以上の民間企業今年度の調査事業所数は県内で145事業所の給与実態調査を行います。そして、県職員の行政職の給与と比較して「公民較差を算出し、その較差を解消することを基本的に給与の改定を勧告します。」

しかし、別掲の「勧告のポイント」にあるとおり、今年度の勧告は月例給での公民較差を解消していません。これは、長崎県の人事委員会が、「国を上回る給料表の改定はできない」としていることにより、今年度の人事院勧告は民間給与との較差解消の原資のうち、給料表の改定には2割弱しかまわさず、8割近くを地域手当の引き上げに配分しました。そのため、長崎県のように引き上げられる地域手当の受給者が少ない県では、国と同様の給与の改定では公民較差を解消できないのです。

人事委員会が従来から主張している「民間準拠」に従えば、民間給与との較差はきちんと解消されるべきです。そのためには人事院勧告での給料表の改定に乗せしめて改善する勧告があつてしかるべきです。実際、山形県人事委員会は、人事院が勧告した給料表に約2・3%上乗せした給料表の改定を勧告しています。

### 超勤縮減等では

### 要求を一定反映した人事委員会報告

人事委員会報告では、毎年、「時間外勤務等の縮減」についての記述があまりありますが、今年度は学校の教員の負担軽減の問題をとりあげ、「教員がゆとりをもって子どもと向き合うためにも、



推進が必要である」と述べています。これは、9月15日に公務共闘が行った人事委員会交渉で、高教組が出退勤時刻調査の集計結果を示して、月の超勤が80時間を超える職員の割合が県立学校全体で17%、全日制普通では34%もある実態をつきつけ、実効ある超勤縮減のとりくみを県教委に求める報告を出して欲しいと要求したことを反映したものです。

また、人事評価の賃金リンクについては、「納得性、客観性のある人事評価制度の円滑な導入」という表現で、「職員の納得が不可欠」という高教組の主張に配慮する記述を行っています。しかし、全体の文脈は「人事評価制度の円滑な導入及びその結果の活用に向け、(地方公務員法)改正法の趣旨を踏まえた取組をさらに進めていく必要がある」となっており、賃金リンクの導入を促す姿勢は変わっており、賃金リンク制度は「不可能」「人事評価の賃金リンクは教育現場になじまない」という声を大きく広げていく必要がありま



「国の動向」を理由に  
主体的な判断を避ける県当局  
人事委員会勧告を受けて、今年度の賃金等についての高教組と県教委の確定交渉が10月28日からスタートする予定でしたが、県教委は10月24日、「国家公務員の給与についての閣議決定がされておらず、臨時国会も開かれない見通しで、国の動向が未確定なので、28日には今年度の賃金に関わる回答ができない」と連絡してきました。一昨年の賃金カットや昨年の「給与と制度の総合的見直し」に見られるように、長崎県としての主体的な判断を求め、組合側の要求に対して、県当局はこれまでも(総務省)の指導に沿った対応を繰り返してきましたが、今年もまた、「国の動向」を理由に、主体的な判断で回答することを避けるという姿勢を示したわけ



確定交渉の日程は確定していませんが、現在とりくんでいる「賃金リンク」と対県要求についてのアンケートや重点要求署名を中心に、引き続き、現場教職員の声を集約すること、署名が重要です。



高教組会館の窓にかかげられたスローガン

### ＜人事委員会勧告のポイント（給与関係）＞

- 民間給与と県職員(行政職)との比較
  - ①月例給 民間給与が1,109円(0.30%)上回っている
  - ②ボーナス 民間の支給月数4.19月(県職員は4.10月)
- 給与改定の主な内容
  - ①給料表  
行政職給料表を人事院勧告と同様に改定(初任給～最高号給を2,500～1,100円引き上げる)。教育職については、全国人事委員会連合会が作成したモデルに準じて改定(2級では、初任給～最高号給を2,800～1,100円引き上げる)。ただし、今年度の給料表は「総合的見直し」の強行で平均2%(最大4%)引き下げられ、多くの職員が現給保障を受けているため、実際に月例給が上がるのは、32歳前後までの若手のみ。そのため、職員(行政職)全体での引き上げ額の平均は506円
  - ②地域手当・単身赴任手当の引き上げ  
「総合的見直し」で来年度以降に予定していた引き上げを、今年4月に遡及して改定。  
※上記①②の改定が実現しても、月例給(行政職)の平均改定額は787円(0.21%)で民間給与との較差1,109円を解消できない。
  - ③ボーナス  
年間の支給月数を4.10月から4.20月へ引き上げる。引き上げる0.1月分は勤勉手当に充てる。

### 県内の民間企業の賃金は昨年より月額3000円以上減?

人事委員会が、従業員が50人以上の県内の437事業所から抽出した145事業所について実施した民間給与実態調査の結果では、今年4月の月額賃金は373,083円となっており、昨年の376,174円より3000円以上減っています。安倍首相はやっきになってアベノミクスの「成果」を宣伝していますが、長崎県の労働者には何の恩恵もないばかりか、賃金減になっているということが、人事委員会勧告で明らかになりました。

### 「戦争法」を廃止する

### 闘いは続いている

「安保法(戦争法)」は、圧倒的多数の憲法学者の違憲の声や世論を無視し、自公与党による強行採決で、成立しました。「説明不足」という声に、安倍首相は「さめ細かく説明する」という約束をしたにもかかわらず、臨時国会は開かれず、また国民に対して直接説明することを怠っています。

この「戦争法」が施行されることは、子どもたちの未来を閉ざすことになり、子どもたちの未来に直接責任を持つ私たち教職員にとつて、また子を持つ親にとつて、この法を施行させないことを、法そのものを廃止させることが、未来に生きる子どもたちに対する責務です。

主催 憲法改悪阻止長崎県共同センター

1001人委員会 N.Dove

11月3日(火・文化の日)  
10:30～11:15 集会  
鉄橋  
リレートーク  
11:20～12:00 パレード  
鉄橋くアーケードく  
鍛冶市通りく古川町  
通りく中央公園

# 2015年度 長崎高教組・私教連 第63次長崎県教育研究集会(秋の教研)

## 教え子を再び戦場に送らない!

平和を守り、真実を貫く民主教育の確立を

### 11月21日(土)

### 9:30~16:30

### 高城会館

諫早市高城町5-25

TEL (0957) 24-1500



職員自身が主権者として生徒の前に立つことの重要性についてわかりやすく説いていただきますと期待します。

長野県の高校に37年間勤務されました。1996年度から2007年度まで県立辰野高校に勤務し、学校運営を父母、生徒、教職員ですすめる「三者協議会」と、そこに地域住民が参加する「フォーラム」づくりを推進されました。「コミュニティカフェ」を中心とする辰野高校のとりくみは、宮下さん編著の『地域を変える高校生』(かもがわ出版)にまとめられています。定時制に勤務しながら、大学院で学び直し、2013年度より現職についておられます。18歳選挙権が決定し、来年の参議院選挙で高校生の政治参加が実現します。しかし、若者の政治離れ、高校生の政治的無関心、学校現場での政治教育の遅れ、主権者教育の現状などを考えると、暗澹たる思いにとらわれます。辰野高校の生徒たちは地域にかかわる中で、シテイズンシップ(市民としての資質)を伸ばしました。講演では、生徒たちに主権者としての意識を持たせると同時に、教職員自身が主権者として生徒の前に立つことの重要性についてわかりやすく説いていただきますと期待します。

## 【記念講演】 10:00~12:00 18歳選挙権と主権者教育 ―すべての生徒に主権者教育を― 宮下 与兵衛 さん 首都大学東京・特任教授

### 「秋の教研」実施要項

- 日程
  - 21日(土) 9:00 受付
  - 9:00 司会・記録打合せ
  - 9:30 全体集会
  - 10:00 記念講演 ~12:00
  - <昼食・休憩>
  - 13:00 分科会 ~16:30
- 駐車場
  - 市役所駐車場 9:00~
  - 上山公園 10:00~
- 参加目標
  - 1) 支部 長崎: 20 佐世保: 15 諫早: 20 大村: 20 島原: 15 西彼: 3 北松: 7 五島: 1 壱岐: 2 対馬: 2
  - 2) 各支部の教文専門委員
  - 3) 民主教育推進委員
- 参加者の交通費等
  - 1) 下記の参加者の交通費は本部で保障
    - ① 上記3に該当する参加者
    - ② 未組合員の参加者
    - ③ 高退教会員のリポーター参加者
  - 2) 宿泊費は、離島支部・北松支部は1泊7,000円を上限に保障
  - 3) 昼食は、事前に申し込んだ全日程参加者には準備
- 参加申し込み
  - 1) 分会長が集約し本部へ
  - 2) 第1次集約 10月30日(金) 第2次集約 11月18日(水)

### 【分科会】 13:00~16:30

秋の教研は、教科別分科会です。一昨年度の冬の教研、昨年度の夏の教研で、「知識詰め込み教育」とは違う、子どもの実態から出発し、子どもたちをまん中においた教育、「学び合い」「共同」の大切さが説かれ、いくつもの実践が報告されています。生徒を中心とした授業、「学び合い」「共同」の授業実践の報告を持ち寄りましょう。手応えのあった実践、失敗や課題を残した実践、みんなでごくましよう。分科会は

- 国語教育
- 理科教育
- 農業水産教育
- 工業教育
- 家庭科教育
- 学校図書館教育
- 外国語教育
- 数学教育
- 芸術教育
- 商業教育
- 保健体育教育
- 現業・事務のつどい
- 障害児教育・定通教育は別日程で実施済み

を予定しています。

### よそゆきの、成功した報告だけでなく、うまくいかなかった実践を持ち寄ろう

教育は、日々変化する生身の人間を対象にし、変化する社会に対応して内容や方法が変わっていきます。当然のことながら、固定的な教授法、一つの解釈・方法に固執して教えるというところは、教員にとっては怠慢であり、敗北です。「生徒を学びの主人公」にする指導には、試行錯誤・失敗が不可欠です。うまくいった実践から学ぶ

### マイナンバー制度 個人番号カードの申請は慎重に

国民全員に12桁の個人番号を割り振り、税や社会保障などの行政手続きに利用するマイナンバー制度の運用が10月からスタートしました。長崎県内では、各人に個人番号を通知する「通知カード」の送付は11月になってからのようですが、個人情報漏洩などについて不安を持っている人が8割以上いると報道されています(長崎新聞10月20日)。

実際、同様の共通番号制を採用している米国・韓国・スウェーデンでは、情報漏洩や「なりすまし」による被害が社会問題になっていると言われています。米国では、2006~08年の3年間で、「なりすまし」による犯罪が1億件以上、被害総額は1兆7300億円にものぼるといいますから深刻です。

「通知カード」の受け取りを拒否したいという声もあるようですが、「通知カード」の受け取りを拒否しても、個人番号が割り振られることそのものは拒否できません。それより、申請して取得することになって「個人番号カード」への対応を考える必要があります。「個人番号カード」は、本人の顔写真を貼り、ICチップが内蔵され、公的個人認証サービスとして利用される。

政府は、各種の証明書の取得に便利などとして「個人番号カード」の普及を推奨していますが、様々な手続きに利用するためには携帯して持ち歩くことが多くなり、紛失盗難の危険が高まります。政府は、単独では本人確認に使えない「通知カード」については「大切に保管してください」と注意を喚起しているのに、本人確認の機能が低い「個人番号カード」については様々な場面での活用を推進しようとしていることは矛盾そのものです。こうした状況を考えれば、個人番号カードの申請は慎重にした方がよいでしょう。



### 若い先生方を誘いましょう

7/9月に実施した「若手教職員の皆さんへ」というアンケートには、教科の指導や18歳選挙権について学びたいという回答が多く寄せられました。子どもたちに関わりやすく、興味関心を高め、学ぶ意欲を喚起する授業をしたいというのはいずれの教員が持ち、特に若い人には強いものです。その思いに応えましょう。是非、若者の参加を実現しましょう。

